国民健康保険運営協議会関係法令等(抜粋)

○国民健康保険法

昭和33年法律第192号

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

- 第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第4章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険 事業の運営に関する事項(第1項に定める協議会にあつてはこの法律の 定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るも のに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところによ り市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。)を審議す ることができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関 して必要な事項は、政令で定める。

○国民健康保険法施行令

昭和 33 年政令第 362 号

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

- 第3条 法第11条第1項に定める協議会(第5項において「都道府県協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。)を代表する委員をもつて組織する。
- 2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師 を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険

等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の 1以上当該数以内の数とする。

- 3 法第11条第2項に定める協議会(以下この条において「市町村協議会」 という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表す る委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第5条第1項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期 は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全 委員がこれを選挙する。
- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○鴨川市国民健康保険条例

平成 17 年鴨川市条例第 113 号

(協議会の委員の定数)

- 第2条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第 11条第2項の規定により設置する鴨川市国民健康保険運営協議会(以下 「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。
 - (1) 被保険者を代表する委員 2人
 - (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2人
 - (3) 公益を代表する委員 2人
 - (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1人

○鴨川市国民健康保険条例施行規則 平成 17 年鴨川市規則第 87 号

(委員の委嘱)

第2条 条例第2条に規定する国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員は、市長が委嘱する。

(補欠委員の委嘱)

- 第3条 市長は、協議会の委員が次の各号のいずれかに該当するに至った 場合は、速やかに補欠委員を委嘱する。
 - (1) 死亡したとき。
 - (2) 辞任したとき。
 - (3) 禁固又は懲役に処せられたとき。

(会長)

- 第4条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 2 会長の選挙は、無記名投票でこれを行い、最多数を得た者をもって当 選者とする。得票同数の者が2人以上あるときは、くじでこれを定める。 ただし、委員中に異議のないときは、他の方法を用いることができる。
- 3 会長に事故があるとき、その職務を代理する委員の選挙は、前項の規 定に準じて行う。

(招集)

- 第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 委員の3分の1以上から協議会招集の請求があったときは、会長は10 日以内にこれを招集しなければならない。
- 3 会長は、協議会を招集するときは、あらかじめ市長に通知しなければならない。

(協議会の議長)

第6条 協議会の議長は、会長とする。

(審議事項の通知)

第7条 市長は、協議会の審議事項について、あらかじめ会長に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(定足数)

- 第8条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 2 協議会に出席することのできない事情がある委員は、開会時刻前に会 長にその旨を届け出なければならない。

(議決の方法)

第9条 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長 の決するところによる。

(資料の要求)

- 第10条 協議会は、職務遂行上必要な資料を市長に要求することができる。
- 2 市長は、前項の規定による要求があった場合は、これに応じなければ ならない。

(除斥)

第 11 条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関係する事項 については、その議事に加わることができない。ただし、協議会の同意 があったときは、協議会に出席し、発言することができる。 (市長への報告)

第12条 会長は、協議会の審議した事項について会議録の写しを添えてそ の都度市長に報告しなければならない。

(会議録)

- 第13条 会長は、協議会の書記をして、協議会開催の都度会議録を作成し、 署名しなければならない。
- 2 前項に定める会議録には、次に定める事項を記載する。
 - (1) 招集年月日
 - (2) 開会、閉会等に関する事項及びその日時
 - (3) 出席及び欠席委員の氏名
 - (4) 議題及びその審議の経過
 - (5) 前各号に定めるもののほか、会長が重要と認める事項 (市長等の出席及び意見)
- 第14条 市長及び関係職員は、会議に出席し、又は意見を述べることができる。

(委員の辞任)

第 15 条 委員が辞任しようとするときは、その事由を具して市長に届け出 なければならない。

(庶務)

- 第16条 協議会に書記1人を置き、市長がこれを命ずる。
- 2 書記は、会長の指揮を受け庶務に従事する。

(協議会及び会長の印)

第17条 協議会及び会長の公印は、次表に定めるとおりとする。

公印の名称	寸法	書体	使用区分
	(ミリメートル)		
鴨川市国民健康保険運	方 24	れい書	国民健康保険運営協議会名
営協議会印			で発する文書用
鴨川市国民健康保険運	方 20	れい書	国民健康保険運営協議会会
営協議会会長印			長名をもってする文書

2 前項に定めるもののほか、公印の取扱いに関しては、鴨川市の公印に 関する規定(平成17年鴨川市訓令第4号)の例による。

(委員の名簿)

第 18 条 市長は、国民健康保険運営協議会委員名簿(別記第 1 号様式)を備 え付けなければならない。

(会議の運営)

第19条 この規則に定めるもののほか、協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。